# 第21回 府中市農業委員会総会議事録

1 開 会 平成31年3月22日(金)午後1時57分

閉 会 平成31年3月22日(金)午後2時33分

場 所 市役所北庁舎3階第5会議室

### 2 会議録署名委員

6番 戸 塚 孝 委員 8番 都 築 一 委員

17番 石 阪 脩 委員(会長)

## 3 出席委員

1番 朝 倉 泰 則 委員 2番 千金楽 千 詠 委員

3番 田 中 繁 委員 4番 榎 本 重 雄 委員

5番 志 水 清 隆 委員 6番 戸 塚 孝 委員

8番都築 一委員

9番 菊 池 伸 明 委員 10番 小 林 茂 委員

11番 平 田 佳 子 委員 12番 澤 井 泰 造 委員

13番 田 中 仁 志 委員 14番 伊 藤 久 夫 委員

15番 筒 井 敏 彦 委員 16番 河 内 邦 男 委員

17番 石 阪 脩 委員

19番 市 川 耕 作 委員 20番 小 牧 直 子 委員

#### 4 欠席委員

7番 川 辺 初太郎 委員 18番 松 村 良 夫 委員

#### 5 議 長

17番 石 阪 脩 委員(会長)

#### 6 事務局(説明員)

小柴靖也事務局長 加藤泰幸主査 佐伯洋子事務職員 椹澤有一事務職員

## 議事日程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について (農地法第5条関係)
- 4 第2号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
- 5 第3号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 6 第4号議題 特定農地貸付けの承認について
- 7 その他
  - (1) 生産緑地地区の制限解除について
  - (2) 3月度活動報告について
  - (3) 次回の総会開催日
  - (4) その他

#### 午後1時57分開会

○議長(石阪委員) 皆さん、こんにちは。定刻少し前ですが、皆さんお揃いになりましたので、ただ今から、第21回府中市農業委員会総会を開会いたします。

お彼岸中のお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。桜もちらほら 咲き始め、これからお花見のシーズンとなります。来月には総会の後、お花見の会 として春の懇親会も行いますので、どうぞよろしくお願いします。

本日は、7番川辺委員さん、18番松村委員さんから「所用により欠席」との 連絡が入っております。

出席者は定足数に達しておりますので、会議は有効に成立していることをご報告 いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろ しいでしょうか。(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員ですが、慣例により、議席の順番に指名させていただい てよろしいでしょうか。(「異義なし」の声)

ご異義がないようですので、今回は、6番戸塚委員さん、8番都築委員さんにお 願いいたします。

それでは、「第1号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。報告件数は7件です。事務局から第1項から第7項の説明をお願いします。

○事務局(椹澤事務職員) はい、会長、第1号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、譲り受け人は昭島市中神町〇〇〇の〇、〇〇〇〇〇〇〇〇八株式会社、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は西府町〇の〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は西原町〇の〇の〇の〇、〇の〇十2筆、237平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成31年2月19日、転用の目的は建売住宅2棟となっています。

2ページの案内図は当該地を示しております。

第2項、譲り受け人は西東京市東伏見○の○の○○、○○○○○○○○○○○○株式会社、 代表取締役○○○○、譲渡人は西府町○の○○の○○、○○○、土地の所在は日新 町○の○○、1,103平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成31年2月25日、転用の目的は建売住宅9棟となっています。

4ページの案内図は当該地を示しております。

以上の第1項、第2項の現地の確認は松村委員さんにお願いしていましたが、委員さんは本日欠席となり、現地確認の結果、いずれも問題はなかった、との連絡をいただいいております。

第3項、譲り受け人は小平市鈴木町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇、譲渡人は住吉町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は住吉町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は住吉町〇の〇〇の〇〇、〇〇、〇〇の合計4筆、311平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成31年3月1日、転用の目的は建売住宅4棟となっています。

6ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は澤井委員さんにお願いしています。

第4項、譲り受け人は武蔵野市境○の○の○、株式会社○○○、代表取締役○○○、譲渡人は若松町○の○○の○、○○○○、同所、株式会社○○○○、代表取締役、○○○○、土地の所在は、若松町○の○○の○、○○の合計2筆、685平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成31年3月5日、転用の目的は建売住宅7棟となっています。

8ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は河内委員さんにお願いしています。

10ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は伊藤委員さんにお願いしています。

第6項、譲り受け人は南町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は国立市谷保〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は、四谷〇の〇〇の〇〇、〇〇の〇〇の合計2筆、1,620平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成31年3月11日、転用の目的は工場となっています。

12ページの案内図は当該地を示しております。

第7項、譲り受け人は四谷〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、譲渡人は国立市谷保〇〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は、四谷〇の〇〇の〇〇、99平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成31年3月11日、転用の目的は敷地延長となっています。

14ページの案内図は当該地を示しております。以上の第6項第7項の現地の確認は市川委員さんにお願いしています。以上、よろしくお願いします。

〇議長(石阪委員) はい、説明が終りました。第1項、第2項は事務局報告の通りです。第3項、澤井委員さん如何ですか。

○委員(澤井委員) はい、当該地は今まで畑でしたが、現在は草が生えていました。案内図を見てもらうと解るのですが、真ん中に道が東西に入っていまして、北側部分と、真ん中の道沿いの南側の狭い部分の当該地とその南側の部分と合わせて宅地にするとのことでした。相続が発生しましたのでやむを得ないと思います。問題ありません。

○議長(石阪委員) はい、第4項、河内委員さん如何でしょうか。

○委員(河内委員) はい、もともと所有者が○○○○と共有にしていて、植木が植えてありましたが、現在はだいぶ整理をしていまして、後は大きな木が2、3本残るのみとなっていました。問題ありません。

○議長(石阪委員) はい、第5項、伊藤委員さん如何でしょうか。

○委員(伊藤委員) はい、当該地の奥が○○さんの所有地で、一輪車も入らないような通路しかなかったので、3メートルの幅を確保できるように譲り受けたそうです。問題ありません。

○議長(石阪委員) はい、第6項、第7項、市川委員さん如何ですか。

○委員(市川委員) はい、去る17日に現地を見てまいりました。現地はキャベッやブロコッリーの冬野菜を収穫したあとになっていました。相続の関係で売却せざるを得ないと思われます。やむを得ないと思います。7項は、行った日にたまたま譲り受け人になる弟さんが現地にいまして、兄さんから譲り受けたと話してくれました。問題ありません。

○議長(石阪委員) はい、他に、ご意見等ございますか。(「異義なし」の声) ご意見等がないようですので、第1項から第7項の報告を了承することといたします。 次に、「第2号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を議題とします。証明願の件数は1件です。事務局から説明をお願いします。 〇事務局(椹澤事務職員) はい、会長、第2号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について。

第1項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。 申出者、四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇、〇〇〇、四谷〇の〇の〇、〇〇〇、被申 出者、主たる従事者、四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇、買取り申出地は、四谷〇の〇〇 の〇〇,〇〇,〇〇,〇〇,〇〇、〇の〇〇の〇〇,〇〇の合計7筆、田と畑を合 わせて、2,537平方メートル。

2ページから4ページは〇〇〇氏他2名から提出された証明願、〇〇〇〇氏を含め3名の署名、押印、買取り申出生産緑地の明細書で、5、6ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、市川委員さんにお願いをしております。なお、本件の四谷〇丁目の5筆については、前々回、1月の本委員会総会で審議をされ、主たる従事者の証明をしたものですが、その後、取り下げがなされ、再度、〇丁目の2筆を追加して申請が新たに出されたものです。以上、よろしくお願いします。

- ○議長(石阪委員) はい、第1項、市川委員さん如何でしょうか。
- ○委員(市川委員) はい、去る17日に現地を見てまいりました。○丁目の方は 事務局報告の通りで、今は草が生えています。○丁目の方はネギ等が若干植えてあ りましたが、相続の関係でやむを得ないと思います。以上です。
- ○議長(石阪委員) はい、他に、ご質問等ございますか。(「異義なし」の声) ご質問等がないようですので、第1項については、証明することにいたします。

次に、「第3号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題と します。証明願の件数は2件です。第1項、第2項の説明を事務局からお願いしま す。

○事務局(椹澤事務職員) はい、会長、第3号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について

第1項、次の者が平成28年3月8日から平成31年3月5日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は白糸台〇の〇〇の〇, 〇の一部、畑、1, 553平方メートル。

第2項、次の者が平成28年3月9日から平成31年3月12日まで、引き続き 農業経営を行っていることを証明する。

申請者、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は朝日町〇の〇〇の〇、〇〇の〇、〇〇の〇〇、〇〇の〇及び〇〇の〇の一部、白糸台〇の〇〇の〇、〇の〇の〇の〇、〇の〇の〇、〇〇の一部の合計 1 3 筆、畑、5、709.46平方メートル。

2ページから4ページは、○○氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書でサツマイモ、大根等を生産しています。

5ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は平田委員さんにお願いしています。

6ページから9ページは○○氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業 経営に関する明細書で栗、ブルーベリーを生産しています。

10から12ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は都築委員さんにお願いしいます。以上、よろしくお願いします。

〇議長(石阪委員) はい、説明が終わりました。第1項、平田委員さん如何ですか。

○委員(平田委員) はい、現地は幼稚園のお芋畑として、サツマイモ、大根、ジャガイモ等が栽培されています。肥培管理も良く問題ないと思います。

○議長(石阪委員) はい、第2項、都築委員さん如何ですか。

○委員(都築委員) はい、3月17日に現地の確認に行きました。10ページ、 11ページの当該地は栗が植えてありました。12ページの当該地はブルーベリー が植えてあり、いずれも肥培管理も良好で問題ありません。

〇議長(石阪委員) はい、他に、ご意見等ございますか。(異議なしの声)

ご意見等がないようですので、第1項、第2項については、証明することにいた します。

次に、「第4号議題 特定農地貸付けの承認ついて」を議題とします。本件の説明 を事務局からお願いします。

○事務局(椹澤事務職員) はい、会長、第4号議題、特定農地貸付けの承認について。

本件は、都市農地の賃借の円滑化に関する法律第11条において準用する、特定 農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定により、株式 会社〇〇〇〇〇〇から申請のあった、別紙農地を特定農地の貸付けに供する農地 として承認するものでございます。

2ページに移りまして、新たに申請する農地の、1の土地の所在等は、天神町〇の〇の〇で、2,490平方メートルの内、2,000平方メートル。2の貸付主体等は新宿区西新宿〇の〇の〇、〇〇〇〇〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇、権利の種類は賃借権、土地所有者は緑町〇の〇の〇、〇〇〇〇。3の農園の名称等はシェア畑、府中の森公園、区画数は3平方メートルが30区画、8平方メートルが136区画で合わせて166区画の市民農園となる予定でございます。

3ページは案内図、4ページは農園の区割り図となっています。なお、本件は都市農地の賃借の円滑化に関する法律に基づき実施される、生産緑地の賃貸借の府中市で初の事案となります。現地の確認は田中仁志委員さんにお願いしています。以上、よろしくお願いします。

- ○議長(石坂委員) はい、説明が終わりました。田中仁志委員さん如何ですか。
- ○委員(田中仁志委員) はい、3月18日に現地確認に行ってきました。計画図のビニールハウスは設置されていました。それ以外はネギとかブロッコリーが少し栽培されており、きれいに管理されていました。問題ありません。
- ○議長(石坂委員) はい、○○○○○とはどのような会社ですか。
- ○事務局(加藤主査) はい、○○○○○○は農業関連の事業を手掛けていまして、都市農地の賃借の円滑化に関する法律が施行された後は、市民農園事業を展開し、都内数か所で運営するなど事業の拡大を図っています。
- ○議長(石坂委員) 賃借料とか年数はどうですか。
- ○事務局(椹澤事務職員) はい、○○○○○○が市民に貸し出す際の利用料は 3平方メートルが年間76,800円、8平方メートルが年間105,600円で、 入会金が10,800円となっています。
- ○事務局(加藤主査) 若干補足しますと、3平方メートルの区画では利用料の内サービス料が52,800円含まれていまして、府中市でやっている市民農園は自分で道具や種を用意し、農地を耕したり、草取りを行うなど全てを実施する必要がありますが、こちらは利用者が何の用意をしないで農園に行き農機具を借りたり、場合によっては、代わりに耕作等を行うなど割と手厚いサービス用意されているとのことでございます。

- ○委員(戸塚委員) 契約期間は何年ですか。
- ○事務局(椹澤事務職員) はい、○○さんと○○○○○○○○○契約期間は3年間、利用者と○○○○○○と契約期間は1年更新です。
- ○委員(戸塚委員) トイレは仮設だと良いのですか。
- ○事務局(棋澤事務職員) はい、すぐに撤去できますので大丈夫です。
- ○議長(石坂委員) 農業委員会では金額のことは決められないですよね。
- ○事務局(椹澤事務職員) はい、農業委員会では貸し借りの判断だけです。
- ○議長(石坂委員) 他にありますか。よろしいですか。(はいの声) それでは、本件については承認することといたします。
- ○議長(石坂委員) 次に、7「その他」に入ります。
  - (1)「生産緑地地区の制限解除について」の説明を事務局からお願いします。
- ○事務局(椹澤事務職員) はい、会長、括弧1、生産緑地地区の制限解除について。お配りしてある資料ナンバー1をご覧ください。
- 1、買取申出ナンバー264、買取申出日、平成30年11月26日、制限解除日、平成31年2月26日、買取申出者、○○○、申出地の概要は四谷○の○○の○○、○○の○○、○○の合計1,719平方メートル。なお、本件は第1号議題の第6項、第7項で農地転用の届出がございました。以上でございます。
- ○議長(石坂委員) 説明が終わりました。ご質問等、ございますか。(なしの声) ご質問等がないようですので、次に、(2)「3月度活動報告について」及び (3)の「次回の総会開催日」の説明を続けて事務局からお願いします。
- ○事務局(佐伯事務職員) はい、それでは、資料ナンバー2をご覧ください。
- 3月の活動報告ですが、前回の農業委員会総会が2月25日に開催され、農地法の4条の届出が1件、農地法の5条の届出が3件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明が1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明が5件、府中都市計画生産緑地地区に係る都市計画の変更について、その他を審議していただきました。

3月に入りまして、1日には、主任職員協議会・職員研究会役員会が農業会議で 開催され、今後の農業委員会・農業会議提携活動の推進のため協議が行われ、事務 局が出席いたしました。

7日には、農業簿記講習会が市役所3階会議室で開催され4名の方が参加していただきました。

19日は東京都農業会議の第124回通常総会が開催され、31年度の事業計画等が協議され、石阪会長が出席されました。

次に、次回の総会日程ですが、4月は22日、月曜日、午後4時から第1会議室で開催させていただきますので、出席をお願いいたします。5月の開催は、21日、 火曜日を予定しておりますので、ご承知おきください。以上でございます。

- ○議長(石坂委員) 説明が終わりました。ご質問等、ございますか。(…) ご質問等がないようですので、次に、(4) の「その他」に入ります。 委員さんから何かありますか。
- ○委員(戸塚委員) はい、生産緑地の説明会は何時からやるのでしょうか。
- ○事務局(小柴事務局長) はい、説明会は本来公園緑地課が担当ですが、現状では動きがないようなので、農業委員会として農業者の方々に特定生産緑地の内容を理解してもらい、自分はどうするのかを考えられるような説明会を5月半ばから始めたいと思っています。まずは農業委員さんに説明をし、それで良いとなったら支部や生産団体などを単位として、説明をしていきたいと思います。それぞれの会合毎に日程を合わせて進めてまいります。以上です。
- ○議長(石坂委員) はい、よろしいですか。(はいの声) 引き続き事務局からお願いします。
- ○事務局(小柴事務局長) はい、前回の農業委員会総会で生産緑地を解除した時のポールの話がありましたが、公園緑地課に聞いたところ、言ってもらえれば抜きに行くそうです。ただ、その都度行くのは無理なので一定期間ためて、まとめて抜きに行くとのことでしたので、気が付いた時に事務局までご連絡をいただきたいと思います。
- ○議長(石坂委員) はい、その他何かありますか。
- ○委員(田中繁委員) 一つお願いですが、今回生産緑地の主たる従事者証明で買取り申請が一回だけというので、前回のを取下げ、今回それを含めて従事者証明願いが出されましたが、取下げたことで売却が遅くなり、資金を借りるなどをせざるを得なくなるなど本人に負担が生じていると思われるので、そうならないように申請を1回だけとせず、複数回行えるようにしてもらいたいと思いますが、どうですか。
- ○事務局(椹澤事務職員) はい、生産緑地の買取り申請の回数は1回で、申請書の提出は相続が発生して1年以内と決めているのは公園緑地課なので、今のご意見

を公園緑地課にお伝えしておきます。

○議長(石坂委員) はい、他によろしいですか。(…)

それでは、本日の議事はすべて終了となりますので、「第21回府中市農業委員会 総会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後2時33分開会